

3 その他（報告事項等）

(1) 板橋区景観賞に関する報告と今後の取組について

①板橋区景観賞の決定及び表彰式の開催

第 12 回板橋区景観審議会での選考を経て、令和 2 年 1 月 15 日付で板橋区景観賞 5 件を決定し、1 月 28 日に表彰式を開催した。

⇒別紙 1「板橋区景観賞表彰式」

【板橋区景観賞表彰式】

- 日 時：令和 2 年 1 月 28 日（火）14 時 30 分から 15 時 30 分まで
- 場 所：板橋区役所災害対策室
- 出席者：42 名
 - ・板橋区 区長、都市整備部長、都市計画課長、都市景観担当、報道担当
 - ・来 賓 景観審議会委員、景観アドバイザー
 - ・受賞者 以下の所有者（管理組合など）、事業者、設計者
 - ブリリアときわ台ソライエレジデンス
 - 東武東上線ときわ台駅舎
 - イニシア蓮根氷川の杜
 - プラウド志村坂上サンクアージュ
 - 東洋インキ SC ホールディングス十条センター
- 内 容 区長挨拶、表彰状授与、受賞者挨拶、講評、記念撮影

②板橋区景観賞の公表

2 月 3 日付で区公式ホームページに、板橋区景観賞の決定と表彰式の開催に関する情報を掲載した。同時に、令和元年度いたばし景観写真展（テーマ「石神井川と景観」）でのパネル展示を行った。

⇒別紙 2「板橋区景観賞受賞建築物一覧」

また、受賞を受けて、事業者 2 社がニュースリリースを行っている。

③板橋区景観賞記念プレート

板橋区景観賞を広く周知し、建築物の所有者をはじめ、事業者や設計者の励みとなることで、今後さらに区の良い景観の形成が図られるよう、板橋区景観賞記念プレートを作製した。

すでに、東武東上線ときわ台駅には、本プレートが取り付けられている。東武鉄道株式会社のご協力もあり、専用のアクリルの台座を介して、駅正面の良い場所に取り付けていただいた。

⇒別紙 3「板橋区景観賞記念プレート取り付け写真」

④次回の板橋区景観賞

制度の創設後、初めての表彰では、平成 23 年 8 月以降、過去に区と景観協議を行い、既に完成している民間の建築物を対象とした。

また、本制度は、景観協議物件以外でも、既存の建築物やまちづくり活動も対象とすることができる制度としている。

⇒別紙 4「板橋区景観表彰制度実施要綱」

今回の表彰において、対象となった景観協議物件は 411 件あったが、表彰された物件は 5 件に絞られていることから、表彰に値する物件を選ぶためには、相応の母数を確保することが必要であるといえる。また、選定に係る景観担当の事務量も多いことから、次回は 2 年後とし、今回実施できなかった既存の建築物やまちづくり活動を対象とし、4 年後に再び景観協議物件を対象に実施するスケジュールとしたい。

【スケジュール（案）】

- ・ 第 1 回（令和元年度）：過去の景観協議物件【H23～28 年度協議かつ完了】
 - ↓ ※対象協議件数 865 件（5 年 5 か月）、うち完了 411 件
 - ・ 第 2 回（令和 3 年度）：既存の建築物やまちづくり活動
 - ↓ ※例えば、昭和レトロ建築、まちづくり協議会など
 - ・ 第 3 回（令和 5 年度）：過去の景観協議物件【～R2 年度協議かつ完了】
 - ↓ ※第 1 回で対象とした物件以降に完了報告がなされたもの
 - ・ 第 4 回（令和 7 年度）：既存の建築物やまちづくり活動
 - ↓
- <以下、同様>

板橋区景観賞表彰式（令和2年1月28日）

●区長挨拶



●表彰



●来賓



●講評



<集合写真>

●全体



●ブリリアときわ台ソライエレジデンス



●東武東上線ときわ台駅舎



●イニシア蓮根氷川の杜



●プラウド志村坂上サンクアージュ



●東洋インキSCホールディングス十条センター





(上段左) プリリアときわ台ソライエレジデンス

(上段中) 東武東上線ときわ台駅舎

(上段右) イニシア蓮根水川の杜

(下段左) プラウド志村坂上サンクアーヂュ

(下段右) 東洋インキS Cホールディングス十条センター

板橋区景観賞

板橋区景観賞とは

板橋区では、平成 23 年 3 月に景観行政団体に移行し板橋区景観条例の施行を経て、同年 8 月に板橋区景観計画を策定しました。これらの条例・計画に基づき、建築物の建築等の際には区との景観協議を義務付け、助言・指導を行っています。

板橋区景観賞は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動を表彰することで、皆さんの景観に対する意識の向上を図るとともに、良好な景観の形成を推進するため、今年度新たに創設しました。

表彰対象

板橋区景観賞の創設後、初めての表彰で対象とするものは、過去に区と景観協議を行い、既に完成している民間の建築物です。

平成 23 年 8 月以降、積み重ねてきた景観協議の記録を振り返り、評価することは、区の景観行政の発展にとって大変意義深いものです。

また、建築計画やランドスケープにおいて、どのような点が良好な景観の形成に寄与していたのか、広く公表することで今後さらに区の良い景観の形成が加速するよう願うとともに、表彰対象となった建築物の所有者をはじめ、事業者や設計者の励みとなれば幸いです。

なお、今回の表彰は、板橋区景観審議会委員および板橋区景観アドバイザーのご協力をいただき、決定したものです。

※次回以降の表彰では、景観協議を行った民間の建築物以外にも、公募により、既存の建築物やまちづくり活動にも対象を広げていく予定です。

板橋区都市整備部都市計画課都市景観担当



板橋区景観賞 受賞

大規模駐車場の緑化に比類なき
貢献が見られた事例

ブリリアときわ台ソライエレジデンス

東京建物株式会社、東武鉄道株式会社／三井住友建設株式会社

所在地：板橋区前野町 2-36-6

竣工：2014年10月

ペンタックス跡地に建設された15階建て、329戸の大規模な共同住宅である。建設地は、住宅と工場が混在する地域にあり、板橋区を代表する歴史ある住宅地である常盤台に程近い立地にある。

敷地周辺の道路沿いや隣地境界では、建物をセットバックし、自主管理歩道や公園・広場など、緑のオープンスペースを設けることで、周辺の街並みへの圧迫感を軽減しながら、地域住民に憩いの場を提供している。

特筆すべきは、北側の193台の平置駐車場の修景である。外周部を緑化するとともに、駐車場にも四季折々の植栽を施すことで潤いと彩りのある空間を演出している。

さらに、建物の外観は明るい暖色系の色彩を基調としながら、効果的に建物の分節化を図るとともに、ガラス手すりを採用するなど、デザインが単調にならないよう変化を持たせる意匠とし、周辺景観との調和に努めている。

メインエントランス前には、常盤台住宅地のクルドサックをイメージした車回しとその中心にはシンボルツリーを配し、華やかで印象的な空間を形成している。



板橋区景観賞 受賞

まちのシンボルである駅舎の保全
修復に努めた事例

東武東上線ときわ台駅舎

東武鉄道株式会社／株式会社オー・エヌ・オー大野設計

所在地：板橋区常盤台 1-43-1

竣工：2018年5月

1935年（昭和10年）に開業した東武東上線の武蔵常盤駅（現在のときわ台駅）の駅舎改修及び駅事務室の増築である。

駅の北口一帯は常盤台住宅地として、欧米の住宅地計画に倣った街路パターンとゆったりとした敷地を有する閑静な住宅地となっている。

駅舎は、開業当時から地域のシンボルとして親しまれてきた象徴的な建築物であることから、青色スペイン瓦の三角屋根やその下に配された縦長の三連窓、大谷石の壁面といった要素や素材を継承するとともに、改札上部の欄間のデザインは過去の写真を参考にするなど、開業当時のデザインや色使いを可能な限り再現することで、地域の歴史・文化的資源を生かした趣のある景観形成に寄与している。

また、特徴的な破風板については、開業当時の塗装色に限りなく近づけるため、塗膜の調査分析まで実施している。

さらに、増築された駅事務室の外壁も駅舎との調和を意識したデザインとなっており、駅舎や常盤台住宅地の歴史や成り立ちを紹介したパネルを設置したギャラリースペースとして活用することで、地域貢献を果たしている。



板橋区景観賞 受賞

外構の修景をまちの個性を取り
込んでデザインした事例

イニシア蓮根氷川の杜

株式会社ワールドレジデンシャル、株式会社コスモイニシア
／株式会社リーフ・クリエイツ

所在地：板橋区蓮根 2-6-13

竣工：2013年12月

駐車場跡地に建設された9階建て、57戸の共同住宅である。

駅前商店街を抜けた先にある住宅地にある建設地は、都営三田線の蓮根駅に近く、付近には蓮根氷川神社や生産緑地をはじめ、区の公共施設や公園、緑地といった豊かな緑に包まれた立地にある。

エントランスへのアプローチには、シンボルツリーとなる高木や季節感を感じられる多様な中低木の植栽を行うことで、周辺の緑との連続性を確保しつつ、自主管理歩道の舗装材やガードパイプなど、外構デザインの工夫により、うるおいのある街並みの形成に努めている。

また、駐車場や駐輪場の前面には、塀と植栽による修景を施すことで、通りから直接見通すことのできない構造とするとともに、接道部の緑化に努めている。

さらに、建物の外観は明るい暖色系の色彩を基調としながら、格子手すりやガラス手すりの採用により、壁面の分節化を図り、デザインが単調にならないよう変化を持たせる意匠とし、周辺景観との調和に努めている。

シンボルツリーには、保存樹木として蓮根氷川神社の境内にも植生しているスダジイを採用するなど、地域の歴史や自然を尊重した樹種の選定に取り組んでいる。



板橋区景観賞 受賞

大きなシンボルツリーでまちの
景観に貢献した事例

プラウド志村坂上サンクアージュ

野村不動産株式会社／株式会社長谷工コーポレーション

所在地：板橋区志村 1-19-24

竣工：2014年3月

区を東西に横断する緑豊かな武蔵野台地の崖線にあたる事務所跡地に建設された9階建て、75戸の共同住宅である。

建設地は、都営三田線の志村坂上駅に近く、付近には豊かな緑と自然の湧き水から成るポート池を有する見次公園がある。

エントランス付近には、シンボルツリーとなる高木や季節感を感じられる多様な中低木の植栽を行うことで、周辺の緑との連続性を確保しつつ、石積調のタイルや生垣など、外構デザインの工夫により、うるおいのある街並みの形成に努めている。

また、駐車場や駐輪場は、道路からの見え方に配慮した配置とするとともに、生垣などの植栽により、通りから直接見通すことのできない工夫を施すとともに、敷地内の緑化に努めている。

さらに、建物の外観は明るい暖色系の色彩を基調としながら、低層部の外壁の素材や色調に変化を加えたり、格子手すりやガラス手すりを採用することにより、建物の分節化を図り、デザインが単調にならないよう変化を持たせる意匠とし、周辺景観との調和に努めている。

見次公園側の植栽は、地域の歴史や自然を尊重し、崖線の緑の再生に寄与するような樹種の選定に取り組んでいる。



板橋区景観賞 受賞

景観形成重点地区を踏まえて地域
住民とともに緑をつくった事例

東洋インキSCホールディングス十条センター

東洋インキ SC ホールディングス株式会社 / 前田建設工業株式会社

所在地：板橋区加賀 1-22-1

竣工：2013年9月

1954年（昭和29年）に開業した十条工場跡地に建設された東洋インキSCホールディングス十条センターである。

建設地は、江戸時代に加賀藩の下屋敷があったことから、大規模な敷地に医療、文教、研究施設や共同住宅が立地する加賀一・二丁目地区計画区域内にあたる。

敷地の前面道路では、建物をセットバックし、自主管理歩道や緑地帯など、緑のオープンスペースを設けることで、周辺の街並みへの圧迫感を軽減しながら、周辺景観に調和した緑化空間を創出している。

この緑化空間には、高・中・低木や地被以外にも、彩り豊かな花が植えられており、歩行者が目で見えて楽しい空間づくりがなされている。これらの植栽の維持管理にも、自治会と協力しながら積極的に取り組んでおり、花壇設置や環境美化活動を通じた地域貢献に対し、区から町の団体功労者として表彰されている。また、敷地の入口には、シンボルツリーとしてしだれ桜を採用することで、地域の重要な景観資源である石神井川の桜並木を連想させる工夫が施されている。

建物の外観はグレー系の色彩を基調とした事務所ビルらしいすっきりとしたデザインを採用し、サイン計画もシンプルで効果的なデザインを取り入れている。

板橋区景観賞記念プレート 取り付け写真
(令和2年6月29日にときわ台駅舎が取り付け)





「景観賞受賞プレート」
 w250×h250 (Scale1/2)
 仕様：景観賞受賞プレート (SUS プレート・両面テープボンド併用接着)
 下地アクリル (透明アクリル5t・テーパー 3mm 磨き加工) + 化粧ビスキャップφ=15mm (SUSHL 仕上げ)

板橋区景観表彰制度実施要綱

令和元年 6 月 24 日 区長決定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区景観条例（平成 23 年板橋区条例第 9 号。以下「条例」という。）第 31 条に基づき、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動などに対し表彰を行うことにより、景観まちづくりに対する区民の意識の高揚を図るとともに、良好な景観の形成の推進に資することを目的とする。

(賞の名称)

第 2 条 表彰は、板橋区景観賞と称する。

(表彰対象)

第 3 条 表彰は、板橋区景観計画を踏まえ、板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認められる次の各号のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 表彰を行う年度の前年度までに条例第 21 条の規定による行為完了の報告がなされた建築物等の所有者、事業者（条例第 2 条第 5 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）及び設計者
- (2) 継続的に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者やまちづくり活動の主体である個人、団体又は事業者で、自薦又は他薦により別記様式にて応募のあったもの
- (3) その他区長が表彰をするに値すると判断したもの

(選定及び選定基準)

第 4 条 表彰候補は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる審査項目により選定及するものとする。

(表彰候補の選定)

第 5 条 区長は、第 3 条第 1 号に該当する表彰候補の選定にあたり、あらかじめ条例第 17 条の規定による板橋区景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(選考)

第6条 区長は、表彰の決定にあたり、あらかじめ条例第33条第1項の規定による東京都板橋区景観審議会に諮るものとする。

2 区長が特に板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認めるものは、大賞とすることができる。

(賞の授与)

第7条 区長は、板橋区景観賞の受賞者に対し、表彰状等を授与する。

(公表)

第8条 表彰の結果は、景観まちづくりの普及・啓発のため広く公表する。

(事務の処理)

第9条 この要綱に関する事務は、都市整備部都市計画課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	審査項目
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間への配慮 ・ 歴史・文化的資源、自然等への配慮 ・ 壁面の位置の配慮 ・ にぎわいづくりへの貢献
高さ、規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間からの眺めへの配慮 ・ 周辺景観との調和
形態、意匠、色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の建築物等との調和 ・ 街並みへの圧迫感の軽減 ・ 周辺景観、公共空間との調和 ・ 周辺景観との調和に配慮した材料の活用 ・ にぎわいづくりへの貢献
公開空地、外構、緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開空地・外構デザインの工夫 ・ 周辺景観に調和した緑化 ・ 接道部の緑化 ・ にぎわいづくりへの貢献
駐車場などの付属物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間への配慮 ・ 建築物本体との調和・一体化 ・ 周辺の土地利用に配慮した照明 ・ 夜間照明の配慮 ・ 周辺に配慮した屋外広告物
まちづくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の魅力や賑わいを向上させているもの ・ 地域資源を活かし、景観の魅力を高めているもの ・ 街並みの保全・活用・整備に関するもの ・ その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの